

# 「スチュワードシップ推進課」の設置について

2016(平成28)年10月1日

年金積立金管理運用独立行政法人

## 1. 趣旨

- 年金積立金管理運用独立行政法人(以下「当法人」といいます。)では、年金積立金の運用において被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図ることを目的として、スチュワードシップ責任(注)を果たすための取組みを行っています。
- 本年3月22日に、関係課室の職員からなる「スチュワードシップ推進グループ」を立ち上げ、組織横断的に業務を行ってきましたが、本年7月28日に公表した「インベストメントチェーンにおける Win-Win 環境の構築を目指して」に基づく新たな取組みなどを推進するため、今般、専任者2名を配置し、同グループを市場運用部の「スチュワードシップ推進課」(兼務者含め7名体制)として体制を強化することとしました。

## 2. 業務

- 業務は、スチュワードシップ推進グループを引き継ぎ、戦略的視点を持って、主に次の業務を担当します。
  - ・ 年金積立金の運用にふさわしいスチュワードシップ責任の在り方及び具体的な活動に関する検討
  - ・ 国内株式及び外国株式の運用における運用委託先を含めたESG(環境、社会、ガバナンス)の要素を考慮したスチュワードシップ活動の取組み状況の分析・評価の検討
  - ・ 国際的なネットワークを通じた国内外の機関投資家や責任投資原則関係機関との連携の推進

(注)「スチュワードシップ責任」とは、金融庁が示す「日本版スチュワードシップ・コード」において、「機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的をもった対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図る責任」を意味するとされています。当法人の投資原則においても「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めています。